

(別紙)

定期監査の結果に関する措置状況

※指摘事項の () 内が報告書の該当ページとなります。併せてご確認ください。

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 対 する 措 置 状 況	所 属
学校施設使用料の徴収 (2 ページ)	社会教育関係団体による教室の使用において、使用料を徴収すべきところ、免除しているものがあった。	「文京区立学校施設使用条例」に基づき、適正な施設使用の承認及び使用料の徴収に努めてまいります。	窪町小学校
支払時期 (2～3 ページ)	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。	支払い状況の確認を徹底し、適正な契約代金の支払いに努めます。	学務課
	事業者に対して請求書提出を求めることが困難な状況ではないにもかかわらず、検査完了後から事業者への支払まで2か月以上経過しているものがあった。	事業者には速やかな請求書の提出を求めています。提出期限の周知を徹底するとともに適切な時期に支出を行うよう努めてまいります。	児童青少年課 (児童係)
適正な事業運営の確保等 (4～5 ページ)	民間学童クラブの運営費補助金において、年度の終了が近い令和2年2月下旬に交付申請がされており、事業開始前に事業が適正であるかの審査ができていない。また、実施状況報告書も、令和2年2月下旬以後に提出されており、少なくとも令和2年1月まで実施状況報告書に基づく適正な事業運営の確認がされていない。さらに、補助金の支払いが、要綱に反し2期分がまとめて令和2年3月下旬に概算払いされている。	事業者への適切な補助の実施に向け、事務手続き等について見直すとともに、交付に当たっては、事業者に対し手続内容や書類の提出期限等を十分に周知し、遵守させ、規則及び要綱に基づく適正な補助金交付手続きを実施してまいります。	児童青少年課 (施設整備担当)
見積書の徴取等 (6～7 ページ)	随意契約においては、見積りに必要な事項を示して見積書を徴さなければならないが、見積書が存在しなかった。	指摘以後、適正に見積書の保管等を行っています。	児童青少年課 (児童係)
	その有効性が疑われるにもかかわらず、見積書に日付が漏れていた。	指摘以後、適正に見積書の徴取等を行っています。	教育総務課

競争入札による契約事務の執行（7～8ページ）	電気設備等の工事として、一括して契約が可能であり、一本化すると競争入札となる案件にも関わらず、少額随意契約として、複数回に分けて契約を行っている。	支出負担行為の決定区分に則り、適正な契約事務手続きを行うことを徹底します。	学務課
現金出納簿の記載（9ページ）	資金前渡を受けた者は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならない。しかし、現金出納簿への記載がされていないものがあった。	指摘された件については、現金出納簿へ記載いたしました。今後は記帳漏れを防ぐため、遅滞なく処理してまいります。	礪川小学校
	資金前渡を受けた者は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならない。しかし、現金出納簿への記載がされていないものがあった。	今後は現金出納簿の記帳において、適正な事務処理を行ってまいります。	窪町小学校